

医療費通知について

1. 運営協議会での主な意見（平成 21 年 11 月 9 日）

- ①医療費通知にかかるアンケートを実施してはどうか。（通知の必要性、最低限の経費、高齢者へ配慮）
- ②領収書が発行されているため、通知は不必要ではないか、実施するにしても最低限の内容とする方が良い。
- ③医療費通知の意義や国の方針（保険者機能評価等）に対する広域連合としての考え方が示されていない。

2. 医療費通知に係る考え方

- ① 医療費通知に係るアンケートを実施する場合、経費として約 2 千万円が必要となり、経費の面を考慮して、市町の広報を活用したアンケートの実施が想定できますが、この場合、全ての被保険者の意向を把握することは難しいと考えられます。

このことから、必要性を把握するために限った医療費通知に係る被保険者アンケートの実施については、対費用効果の観点からも難しいと考えます。
- ② 医療費を知らせる目的であれば領収書で足りるので、通知は不必要ではとの意見ですが、月単位で年間を通した内容を知らせる医療費通知であれば、被保険者が自らの医療費をより把握しやすいという面から、実施の必要性はあると考えます。

しかしながら、医療費通知を望まない被保険者に対してまでも送付することは、好ましくないと考えます。

なお、医療費通知を送付することが好ましくないとされる病状の被保険者への対応については、他の広域連合等の状況も把握しながら、検討を進めたいと考えています。
- ③ 医療費通知の必要性については、被保険者に医療費総額を通知することにより、保険制度に対する理解を深め、健康に留意する機会となり、医療費の適正化と被保険者の健康維持に寄与することにつながることから、保険者として必要であると考えます。

また、ただ単に、医療費通知のみで保険者機能評価を上げることなく、健診受診率の向上やがん検診の同時実施などの項目と併せて効果的に保険者機能を強化していく必要があると考えます。

3. 医療費通知の実施方法

(1) 平成 21 年度の実施方法

平成 22 年 3 月に 1 ヶ月分を通知することとし、医療費通知に印刷された返送用ハガキにより、医療費通知を希望しない被保険者の意向を把握します。

(2) 平成 22 年度の実施方法

年 1 回 1 年分を通知することとし、医療費通知に印刷された返送用ハガキにより、医療費通知を希望しない被保険者の意向を把握し、該当者へは次回以降は発送しないこととします。